

遣唐使制度の廃止について

佐藤由美

はじめに

我国上代の制度・文物に多くの貢献を成した遣唐使は、寛平六年、時の遣唐大使・菅原道真の建議によつて、舒明天皇二年以来二百六十余年も続いてきた制度に終止符を打つことになった。この遣唐使の停止については、あまねく知られているところであるが、停止にいたる原因については諸説が生まれているのである。

そこで本論においては、菅原道真の動向を中心として、寛平度の遣唐使に焦点を置きながら、なぜ、遣唐使が廃止されるにいたつたかについて検討を加えていきたい。

第一章 寛平の遣唐使

第一節 使節の任命

寛平度の使節の任命は、『日本紀略』寛平六年八月二十一日条に、以參議左大弁菅原朝臣爲遣唐大使。以左少弁紀朝臣長谷雄爲副使。

とあり、また正倉院の『東南院文書』の寛平七年三月十九日の東大寺への太政官牒の署名者に、

遣唐錄事從八位下兼守右少史阿刀連春正^①

とある。このほかに『公卿補任』寛平七年条から參議從四位下源昇が、寛平六年八月に遣唐裝束使を兼ねたことが知られる。以上が、寛平度の遣唐使任命に関する史料の全てである。

ところで、遣唐使の使命は唐の進んだ文化を輸入することにあつたから、古来、文化的外交的にも高い教養と人格を備えた学識者が起用されてきた。事実、歴代の遣唐使の多くは、文章博士・文章得意生・文章生であるか、ほとんど好学の人のみであつた。^②道真も貞觀四年に文章生、同九年に文章得意生、元慶元年に文章博士になつてゐる。^③しかも、彼の祖父清公は延暦度の遣唐判官で、「年少。略涉經史」^④といわれ、承和度の遣唐判官であつた伯父の善主も、「少而聰慧美容儀。頗有口辯」^⑤と評された人である。このよう道真はすでに同門から遣唐使を輩出しているという名門の出である。また彼は、貞觀十四年に存問渤海客使となり、元慶七年渤海國使來朝の際も、加賀權守であつた彼は権に治部大輔の事を行ない、応接にあたつてゐる。^⑥つまり、外交の経験もあり、学識もある

という人で、当時、遣唐大使として最適の人物であったといえよう。副使の紀長谷雄も「博涉經典^⑧」と評され、やはり文章生・文章得業生・文章博士を経て^⑨いる。

そこで次に、「寛平の治」といわれた当時の政界における道真の位置について述べてみたい。

寛平時代の政治は、初めは藤原基経によつて領導されていた。しかし、すでに即位当初より親政を企図しておられた宇多天皇は、阿衡の紛議によつて一時はその意を阻まれたものの、寛平三年に基経が薨去するに及んで親政を再開された^⑩。その後の人事を『公卿補任』でたどつてみると、寛平三年三月十九日の人事では、左大臣源融はそのままだが、新たに大納言藤原良世が右大臣となつた。しかしこの二人は政治的手腕のある人物ではなく、単に家柄と長寿による昇進にすぎない。これに比べると、新たに大納言となつた源能有は基経父子とも姻戚関係にあり、かつ能吏といつてよく、実質的な首班公卿であつたといえる^⑪。また中納言には、参議の源是忠・源光・藤原諸葛、参議には藤原時平と源興基が昇進した。三月二十九日には、道真が藏人頭に抜擢されている。しかし、すでに同年四月十一日には弁官局の大異動が行なわれ、左大弁に藤原保則、右大弁に藤原有穂、左中弁に道真、右中弁に源昇が抜擢された。これらの職に就くことは、当時とくに行政手腕を要した民部卿や藏人頭とともに、その人が能吏であつたことを示すものであろう^⑫。寛平四年には、前年に卒した源興基のあとを保則が補つた。ついで、翌五年二月十六日に時平が中納言に昇進し、新たに四人が参議に昇進した。まず、源貞恒は光孝天皇の第十皇子である。有穂・源湛・道真は、ともに藏人頭を経験しており、有穂・道真は、前述のごとく弁官に

抜擢されている。この時点での台閣構成を出自別にみると、皇親六・藤原氏七・菅原氏一で、道真は特異な存在といえよう。

ところで台閣では、すでに時平が摂関家の威光を背に意欲的な動きを示し、宇多天皇とは一種の緊張関係にあつたのである。ゆえに天皇は、時平の今後の動きを牽制し、親政を確立するために、数度の人事で摂関藤原氏に対抗できるほどの皇權の拡張と、道真らの人材登用を図つてきたことは明らかである。そうした中では、摂関家と密接な関係を持つ源能有の権勢も道真らの天皇側近の政治力には及び得なかつたのではないかと思われる。そして、同六年八月二十日に遣唐大使に任命された時の道真は、左大弁・式部大輔・春宮亮・勘解由長官という要職を、いくつも兼帶していたのである。

ところで、このような道真の昇進ぶりから、古くは遣唐使派遣も時平らの道真敬遠策とする説^⑬や、「当時は宇多天皇が藤氏を押えて道真を大いに抜擢せんとする際であつたから、藤氏の人々は、内々名を遣唐大使の重任にかりて道真を海外へ追いやり、あわよくば溺没せしめて、その隙に自家の勢力を挽回しようとしたが、宇多天皇と道真はその裏をかいて、わざと口実を設けて停止した^⑭」とする説がでている。また弥永貞三氏も同様に、「にわかに榮達して政界の上層部に進出した道真のような文人派を、危険な大陸に派遣して政界から遠ざけようとする動きがあつたかも知れない」といわれる。事実、宇多天皇が道真を信任したもう一つの現われとしては、寛平五年事に春宮亮を兼任させて、皇太子敦仁親王の輔導を託したことのほかに、『寛平御遺誠』の、

加以朕前年立^ニ東宮^ニ之日。只與^ニ菅原朝臣一人^ニ論定此事^ニ。其時無^ニ共相議者一人[。]

という部分からもうかがい知ることができるであろう。藤原氏にもあらず、ましてや皇親でもない道真の異例の信任ぶりについて、同じ文人層からも、また、藤原氏や皇親の間からも、嫉妬中傷がおこらないはずはないだろう。故に政界の勢力関係も無視はできないとは思うが、しかしそうかといって、先に挙げた説に賛成するわけではない。この度の使節の任命から停止へいたる問題は、もつと別の角度から把えるべきであると考える。

それでは次に、大使・副使である道真と長谷雄との関係はどのようであつたろうか。『扶桑略記』昌泰四年正月二十五日条に、

右大臣菅原朝臣任_ニ太宰權帥_一。坐_レ事。(中略)宇多法皇馳_ニ參内裡_一。然左右諸陣警固不_レ通。仍法皇敷_ニ草座於陣頭侍從所西門_一。向_レ北。終日御_レ庭。左大辨紀朝臣長谷雄侍_ニ門前陣_一。火長以上不_レ下_ニ榻座。晚景法皇還_ニ御本院_一。(下略)

とある史料を基に道真と長谷雄の関係を考察しているのは所功氏である。

所氏によれば、阿衡の紛議に際して閑白藤原基経の辞表を作成したのも、菅原是善門下の橘広相の弁明を論難して、二度も阿衡勸文を奉つたのもともに長谷雄で、また、道真失脚後参議となり、以後時平政権下で活躍したのも彼であり、その政治的立場は終始一貫して摂関藤原氏の側にあつたと説かれる。もしそうであるならば、宇多天皇の信任が厚い道真に対して、彼も藤原氏同様、快よからぬ感情を抱いていたであろうから、任命当時の二人の関係は微妙なものであつたろうし、あるいはそうしたことが、遣唐使が停止となつた背景のどこかに潜んでいたと考えることもできるかもしれない。

はたして、道真と長谷雄の関係は、本当に悪かつたのであろうか。長谷雄を道真の詩友としてあげたのは坂本太郎氏である⁽¹⁾。長谷

雄は、元慶三年の大極殿始成の宴で、初めて道真に詩才を認められて以来、文会のたびに親交を重ね、特に仁和元年の重陽の宴で、その詩が道真から絶讚されたりしている⁽²⁾。その後にも、寛平五年の冬に、道真是長谷雄の文亭に招かれているし、寛平六年七月七日の七夕の宴では、道真是長谷雄と詩を和している⁽³⁾。このほかにも、二人の公的立場から同席する機会は多分にあつたであろう。ともに詩文を解する才能を有する者として、相互に認めあうものを持っていたであろう二人が、親交を深める機会はいくらでもあつたと考えられる。二人の私的関係のみから、その政治的立場まで律することはできないという批判もあるが⁽⁴⁾、少なくとも、寛平五・六年当時においては、二人の間に懸念されるような問題はなかつたのではなからうか。あるいは、長谷雄が副使に任命されたのは、遣唐使派遣問題の第一人者たる道真的推举によるのではないか、ということも考えられないことではないと思う。

第二節 派遣の停止

前節でみたように、政界の中での道真是特異な存在である。同時に、七九月の遣唐使問題をめぐる政府の一連の動きをみても、道真是、その第一人者ともいうべき立場にあつたとみることができる。それでは、遣唐使の派遣が計画されていた頃、道真たちを取りまく状況はどのようなであつたろうか。まず、对外関係からみてみよう。

奈良時代末期に公的交通をやめた日本と新羅との関係は、平安時代に入つてさらに悪化し、新羅国内の王位継承をめぐる政争は地方の治安を乱し、一部の民衆は、海賊として活動するようになった。

そしてそれらの中には、とくに貞觀年間以降、日本の西辺を脅すものでてきた。^西そして、遣唐使が任命された寛平五・六年頃は、一時下火になつていた新羅の賊の侵寇が、再び盛んになつてきたのである。それを、『日本紀略』より列挙してみると、寛平五年五月二十二日には、大宰府飛駆使が、同月十一日に新羅の賊が肥前国松浦郡にきたことを奏し、政府は即日、大宰帥是忠親王、大式安倍興行らに追討を命じた。閏五月三日には、新羅の賊が肥後国飽田郡に上陸して人家を焼き、肥前国松浦郡に逃亡したことが伝えられ、さつそく政府は追討を命じた。同月七日にも大宰府飛駆使がきて、おそらく追討の経過を報告したのであらうし、六月六日、二十日にも、大宰府飛駆使が新羅の事を奏して命を仰いでいる。また十月二十五日には、長門国阿武郡に新羅人が漂着したので、その理由を詰問し、早く上奏することを命じてている。これは、当時の人々が、いかに新羅人に対し恐怖の念を抱いていたかを示すものであり、政府も、その新羅人が賊徒であるのか、あるいは商人としてやつてきたのかを早く知りたかったのであらう。翌六年に入つても、二月二十二日に大宰府飛駆使が新羅の賊の事を伝え、政府は追討を命じている。三月十三日にも、新羅の賊が辺島に侵寇したことなどが伝えられ、政府の追討の命が下つた。四月十日には、大宰府管内の諸神に奉幣している。そして同月十四日には、新羅の賊が対馬に到着したことが伝えられ、十六日には、大宰府よりの、新羅の賊討伐のための將軍任命の願いを受け、参議藤原国經を大宰權帥として討伐に向わせている。以上のように、たび重なる新羅の賊の侵寇に政府も追討におわれ、事態は緊迫したものがあつたのである。

ところで、寛平五年五月二十二日条に名のみえる阿部興行と道真

との交友関係に注目したのは鈴木靖民氏である。鈴木氏は、『菅家文草』一（一五）の「奉_レ和_フ安秀才代_ニ無名先生」、寄_シ玲伐公子上_。」や同五（三五〇）の「暮秋、送_ミ安鎮西赴_ラ任、各賦_ニ分子_。」などの大宰府に赴任する興行を送別する詩であり、その詩中に今まで四回彼を見送ったがあるので、二人は古くからの親友であったとされ、寛平五年五月の新羅の賊侵寇について、興行から何らかの連絡があつたかも知れないといわれる。^{（註）}二人が親しい関係にあつたことは、後に挙げた詩の「万事令誰子細聞」という部分からも十分察せられる。興行が、寛平六年時も大宰府の任にあつたかは分からぬが、寛平五、六年の新羅の賊の侵寇については、公的にも私的にも連絡を受けていたのではないかと思われる。

以上の新羅関係のほかにも、『日本紀略』によれば、寛平五年閏五月十四日には、疫病の流行のため、七月恒例の相撲の準備のための相撲人の徵集をやめることを諸国に通達している。翌十五日には、出羽国渡嶋の狄が、奥地の俘囚らと反乱を起こしたことが伝えられ、政府は精銳の軍士を選んで城塞を警固することを命じている。同月十八日には、疫病の難を祓うために臨時の仁王会が催された。またこの間にも、兵乱の兆を示す火星や、あるいは金星の異常な動きが多くみうけられ、翌六年三月二十四日には、二度の地震があつたことがわかる。ところで、『菅家文草』十二（六七〇）の、この閏五月十八日の臨時仁王会祝願文をみると、

(上略) 去歲有疫 往々言上 今年痛甚 家々病死 城外城中
累々旬累々月 衆生何罪 遭々此天刑々(中略) 心不々貳心々 欲々消々
疫々 痘々念無々餘念々 欲々濟々人民々(中略) 頻年不々登 倉庫屢空

飢饉難免 功徳之餘 專祈五穀（中略）復次所患 東西奏聞

辨行式部權大輔春宮亮菅原朝臣某

兵刀不閑 城塞有警 善根之潤 遠鎮二方 野心調和 海賊

消滅（下略）

とあり、道真ら政府当局は、当時の事態を十分把握していたと思われる。政府の中枢にいた道真が、かかる事態について、逐一情報を得ていたのは当然のこととしなければならない。しかもこうした事態は、寛平六年に入つても変わることがなかつたのである。それゆえ、なおさら、遣唐使の発議・任命・停止という政府の方針の変化は理解しがたく、諸説が生じている所以であろう。

それでは次に、どのような理由で、遣唐使問題が停止へと変化していったのかという問題についての諸説に検討を加えてみたい。

この問題を考える上で必須の史料は、道真が諸公卿に遣唐使の進止をたどすことを請うた九月十四日の上奏文²⁸と、それに先立つ七月二十二日に、同じく道真の手による在唐僧中瓘への太政官返牒である。まず、前者をみると、

請_レ令_ミ諸公卿議_ニ定遣唐使進止_ニ狀

右臣某、謹案_レ在唐僧中瓘、去年三月附_ニ商客王訥等_ニ所_レ到之錄

記^レ、大唐凋弊、載之具矣。更告_ニ不朝之間_ニ、終停_ニ入唐之人_ニ。

中瓘雖_ニ區_ニ之旅僧_ニ、爲_ニ聖朝_ニ盡_ニ其誠_ニ。代馬越鳥、豈非_ニ習性_ニ。臣等伏檢_ニ舊記_ニ。度_ニ使等、或有_ニ渡_レ海不_レ堪_レ命者_ニ、或有_ニ遭_レ賊遂亡_レ身者_ニ。唯未_レ見_ニ至_レ唐有_ニ難阻飢寒之悲_ニ。如_ニ中瓘所_ニ申

報_ニ、未然之事、推而可知。臣等伏願、以_ニ中瓘錄記之狀_ニ、遍

下_ニ公卿博士_ニ、詳被_レ定_ニ其可否_ニ。國之大事、不_ニ獨爲_レ身。且陳_ニ欵誠_ニ、伏請_ニ處分_ニ。謹言。

とあり、これによれば、頃々頻りに災して資具も備わりがたいが、中瓘の報告をみると、未だかつてなかつたことも推測しなければならない、ということを理由に、遣使の可否を求めている。これには、中瓘からの現地報告と、終に入唐の人を停めん、という中瓘の意見が、重要な役を成したこと²⁹は明らかである。次に後者をみると、

太政官牒在唐僧中瓘 報上表狀。

牒。奉_レ勅省_ニ中瓘表_ニ悉之。久阻_ニ兵亂_ニ、今稍安和。一書數行、先憂後喜。船源茶等准_ニ狀領受。誠之爲_ニ深、溟海如_ニ淺。來狀云、溫州刺史朱褒、特發_ニ人信_ニ、遠投_ニ東國_ニ。波浪眇焉、雖_ニ感_ニ宿懷_ニ、稽_ニ之舊典_ニ、奈_ニ容納_ニ何、不_ニ敢固疑_ニ。中瓘消息、事理所_ニ至、欲_レ罷不_レ能。如_レ聞商人說_ニ大唐事_ニ之次多云、賊寇以來、十有餘年、朱褒獨全_ニ所部_ニ。天子特愛_ニ忠勤_ニ。事之髣髴也。雖_レ得_ニ由緒於風聞_ニ、苟爲_ニ人君_ニ者、孰不_ニ傾_レ耳以悅_ニ之。儀制有_ニ限、言申志屈。迎送之中、披_ニ陳旨趣_ニ。又頃年頻災、資具難_ニ備。而朝議已定。欲_レ發_ニ使者_ニ、辨整之間、或延_ニ年月_ニ。大官有_ニ問、得_ニ意敍之者、准_ニ勅牒送、宜_ニ知_ニ此意_ニ。沙金一百五十小兩、以賜_ニ中瓘_ニ。旅庵衣鉢、適支_ニ分銖_ニ。故牒。

寛平六年七月廿二日左大史云_ニ

とあり、これによれば、頃々頻りに災して資具も備わりがたいが、朝議はすでに定まり、使者を派遣することになつていて。ただし、準備が整うまで年月がかかるかもしれない、と述べているのであ

る。ところで、中瓘が唐の凋弊を報じた上表文は、この派遣の決定がなされた頃より以前にすでに到着していたのであるから、七月の時点では、中瓘の大唐凋弊の報告にかかわらず、派遣が決定している旨を述べ、二ヶ月後の九月になると、同じ中瓘の上表文をたてに進止を問題にしていることになる。このように、道真らの当局者が派遣問題の方針を変えるにいたつことについては、それ相応の理由がなければならない。また政府は、前年来の新羅の賊の侵寇や、疫病の流行といった諸問題を抱えていた時期であるにもかかわらず、あえて派遣を決め、任命まで行なっているのはどういうわけであろうか。

今回の派遣について北山氏茂夫は、「寛平朝の要人たちは、新羅の賊の侵寇に刺激され、その対策のために唐帝国の圧力を利用しようと考へていたのではないか」と述べられる。しかし、安史の乱

(七五五)以後、唐が内憂外患に悩まされ、すでに半島への影響力がなくなっていたことは、これより以前の遣唐使が帰朝後報告しているだろうし、渤海使節からも、情報は得ていたと思われる。まして道真は、過去において貞觀十四年・元慶七年の二度、その応接にあたっているのである。要するに、道真たちが、唐の情勢を知らないわけはないのである。次に、太政官返牒に引く中瓘の来状にみえる「温州刺史朱褒」に関連して述べているのは、弥永貞三・増村宏の両氏である。まず弥永氏は、「温州刺史が我国に投じようとする意志を持っていたことがみえるから、唐朝は我国の遣使を朝んでいたと考えられ、今回の任命はそれに答えるという政治的目的があつた」と説かれる。また増村氏は、「温州刺史の意図している遣使の使命は、どうして入朝してこないのか、という唐朝側の質問に関連

したもので、その意向に対し遣唐使の任命をみたもの」と、弥永氏と同じ視点に立った考えといえる。『扶桑略記』寛平六年五月条には、「唐客舍詔入朝。」とあるから、中瓘の上表文をもたらした商人王訥が、あるいは唐朝側の使者の役目を兼ねていたとも想像できる。また、「温州刺史朱褒 特發_レ人信、遠投_ニ東國。」ということからも、以前から唐朝側からの要請の動きがあつたのではないか、と思われる。そして、それは、中瓘の「停_ニ入唐之人」という意見を退けるほど強いものであった、と想定すれば、このような状況下で、あえて派遣を決めたのは、二氏の説かれるように、唐朝の要請に応えるためであるという説を否定することはできないのではないか。私は、おそらく中瓘が上表文の中で言つてきたと思われる内容に、もっと注意を払うべきであると考え、むしろ、二氏の説を肯定したいと思う。

ところで、七月から九月の道真らの変化から、今回の使節は名義のみに目的があつて、入唐は初めから考慮されていなかつたと説くのは、坂本太郎・龍肅の両氏である。「政治が万事形式的に反復せられた時代であり、遣唐使を任命したこと、文化事業を成し遂げた誇りを感じ、道真も大使の任命を名誉としただけである」とか、「遣唐使や副使の職名は、当時の翰林出身者が渴仰した荣誉の称号であり、中瓘の上表文で唐の凋弊を知り、その機を逃しそうなので急きよ任命がなされ、目的を達すると停止を決めた」とされる。また北山茂夫氏は、「渡航の準備にかかつた形跡がないから、どこまで政府は本気だったのか疑しい」といわれる。はたして、本当に道真たちの予定の行動にすぎないのであろうか。今までの例からいえば、遣唐使の派遣が決まるとき職員の任命があり、やがて挙朝

の式を行ない、その前後より使船を整えるという順をふみ、準備が整つて実際に派遣されるまでには、二・三年の年月を費しているのである。⁽²⁾ 故に、この七・九月の段階だけをみて、準備にかかった形跡なしとはいえないだろう。また三氏は、主に、七・八・九月という期日のみを問題にして説を述べておられるが、道真の太政官返牒からだけでは、派遣の決定がいつなされたのか、正確なところは分からぬのである。あるいは、寛平六年七月より以前であるかもしれないことも、十分考えられるのである。これらジエスチュア説に反対する立場をとるのは鈴木靖民氏である。鈴木氏によれば、『日本紀略』寛平六年九月九日条に「有_ニ重陽宴」題云。天澄識_ニ賓鴻。」とみえるが、この詩題には、大陸との交通をはるかに思いやる意がこもっているのは明らかであり、この宴席にあつた貴族たちの関心は、遣唐使派遣に集中していたとされる。そして、『菅家文草』五（三七九）にあるこの時の詩の中で、道真が「（上略）賓雁莫教人意動 向前旅思欲何如」と述べているのは、これからさきの渡唐を思つて動搖している彼自身の心を告白したのであり、道真が上奏文で、航海の危険や唐の情勢を述べて停止をほのめかしたのは、偽らざる心境を述べたものと説いて、停止をも含めて全て予定の行動とするジエスチュア説を否定している。さらに私も、『菅家文草』（五三八〇）の、翌九月十日の詩宣で詠んだ「賦_ニ雨夜紗燈」、という詩の中の「那勝恩澤纏身來」という部分は、宇多天皇の信任が厚く、今や遣唐大使にまで任命されたことを思えば、来たるべき遣唐使の任務に堪えなければなるまい、と道真が自分自身に言い聞かせておられるのだと解釈したい。されば、二つの詩によつて、彼の搖れ動く心中が察せられるのではないだろうか。要するに、前述し

たごとく、唐朝から派遣の要請があつたのではないかという説を踏まえれば、初めから入唐の意志がなかつたのではなく、道真たち当局者の動搖ぶりが、停止へという変化となつて現われたのではないかと思うのである。

それでは、道真たちの心に動搖を与えていたものは、一体何であろうか。また、それが、今回の派遣を停止へと導いた主因にもなりうるのではないだろうか。

ところで、遣唐使の停止の原因については從来からいろいろ説かれている。まず古くは、当時の唐国内は凋弊し、文化も衰えていたが、日本は文化も向上し、わざわざ危険を冒してまでも学びに行くものがなかつた。道真は遠見でよくこの事情を知り、停止を建議したのであり、彼は日本文化を独立へ導いた英雄であると説く。⁽³⁾ しかし、唐が衰えたといつても、日唐の文化とは格段の差があつたのであり、日本の文化が樹立したのは停止の結果であつて原因ではないだろう。道真が、日本文化の独立を考えて停止を建議したとは言いかれないとと思う。またこの説は、道真讚仰が盛んな頃に多いことも考慮を要するだろう。

次に社会経済的面から、唐や新羅商船の来航が盛んとなり、海外の珍貨も次々に輸入されて、從来以上に文化的經濟的に密接な交渉が得られたから、遣唐使を派遣する必要がなくなつたという説がある。⁽⁴⁾ 実際、承和年間以降寛平六年までの間に、唐より日本へ来航した船は二十二回を数え、とくに、寛平六年前後は頻繁ではあつた。また、もう一つの經濟的立場から、遣唐使を派遣するには、大使以下乗組員全員に対する支給、唐国への信物など莫大な費用を要し、國家財政が次第に破綻してきていたから、その負担に堪えられなく

なつて停止せざるを得なかつたという説がある。確かに、平安初期以来、政府は国家の財政難を打開するために緊縮政策をとつてきてゐるのであり、それは広く、渤海使節の来朝制限という外交部門にまでわたつてゐる。現に、遣唐使派遣の隔年数をみると、後期になるとほど間遠になつてゐるものそのためである。また、中瓘への太政官返牒にも、「頃年頻災 資具難備。(中略)辨整之間、或延^ニ年月^一。」とみえるのである。

以上のような、唐商船の来航や財政難が、遣唐使の停止原因の中には存在したことは確かなことであり、否定できないと思う。しかし、それは何も寛平度の派遣の頃に限つての現象ではなかつたのであるから、道真が停止を建議するにいたつた直接のきっかけにはならないと思うのである。そこで次に考えられるのが、対新羅関係の極端な緊張によるという説である。前述したように、一時下火になつていて新羅の賊の侵寇が、寛平五年と六年にかけて再び盛んになり、政府はその対策に苦慮していたのである。そこで、前に述べた以後の状況を『日本紀略』より列挙してみよう。

寛平六年四月十七日には、大宰府に羅の賊の討伐を命ずる一方、北陸・山陰・山陽道諸国に武器を備え、精兵を選んで警固に努めるよう命じた。同月十九日には、新羅の賊の討伐を祈つて伊勢大神宮に奉幣し、翌二十日には諸神社に幣帛使を遣し、二十二日には山陵にも奉幣している。五月に入ると、七日に大宰府飛駅使がきて、新羅の賊が逃げて補えられなかつた旨を奏したので、翌日政府は、警備の強化を大宰府に命じている。『類聚三代格』卷十八・十五の官符によれば、八月九日には、以前のように対馬に防人を派遣することを決め、同月二十一日には、能登国に史生一人をやめて弩師を置く

ことにしてゐる。『日本紀略』によると、九月三日には伊勢大神宮に奉幣している。また『扶桑略記』の九月五日条から、対馬国司が、新羅賊徒の船四十五艘が到着したことを伝え、同月十七日には我軍と新羅賊との間に戦闘があつたことがわかる。『類聚三代格』卷五の官符によれば、九月十三日には、重ねて史生を減して弩師を増すようにより大宰府の申し出が受け入れられている。同じく『類聚三代格』十八の官符及び『扶桑略記』によれば、九月十九日には、出雲や隱岐国に、以前のように烽燧を置くことを決めている。一方『日本紀略』によれば、同日に、大宰府飛駅使が新羅の賊二百人余を打つたことを奏したので、諸国に軍士の警固を停止させたが、やはり九月二十三日には山陵に奉幣している。また三十日には、新羅の賊を打殺したことが伝えられたので、対馬嶋の五神に叙位を行なつていて、といふように、少しは討伐の成果が上がつてはいる。しかし翌寛平七年に入つても、三月十三日には、新羅の賊の侵寇といふ非常事態に備えるため博多警固所に夷俘五十人の増置をはかり、七月二十日には越前国、十一月二日には伊予国、十二月九日には越中國に、各々弩師が置かれていることが、『類聚三代格』十八・十五・五の官符によつて知られるのであり、政府は、その後も対策の手を緩めたわけではなかつたのである。

以上をみてもわかるように、遣唐使任命前後の時期は、政府が新羅の賊の追討や、大宰府をはじめ諸国の警備を強化し、あるいは諸社に奉幣し、また、弩師および烽燧を設置するなど、相次ぐ対策に追われていたのである。道真をはじめとする当局者たちが、新羅の賊の侵寇によつて、いかに不安な毎日を送つていてか、察するにありあるだろう。

要するに、寛平の遣唐使派遣が停止されるにいたつた背後には、國家の財政危機や唐商船の来航などの理由が存在し、さらには唐の凋弊も理由として挙げられるが、これらのはずれを決定的理由とするわけにはいかないだろう。つまり、寛平六年の時点で派遣が停止されるにいたつた直接の原因は、新羅の賊の侵寇であろうと思うのである。停止の理由として挙げられる貴族の渡航を忌避する傾向は、例えば宝亀度の遣唐大使佐伯今毛人の場合⁽¹⁾や、承和度の遣唐副使小野篁のように以前から現わっていたのであり、それが、新羅の賊の侵寇によって一層強まつたであろうことは、道真の詩からも想像に難くないのである。そして、とりわけ対外意識において、承和年代を境に、一方では新羅などを朝貢国として隸属させて、他方では唐に朝貢するという複合的な支配・被支配の国際的秩序が崩れ始めており、国内においても律令体制の解体速度を速めているのに、それに反するような新羅商人の来航と活発な活動の展開を見るに及んで、それまでは新羅人の帰化を認めていた政府の方針が、承和元年以後はすべて放却に変化したというよう、以前には見られなかつた排外意識が生じてきていたといふことも、新羅の賊の侵寇という事態によつて道真たちが停止を決定するにいたる過程の上で、少なからず影響を及ぼしたであらうと思うのである。

註

(1) 『大日本古文書』家わけ第十八ノ一、一五三頁。龍肅「寛

平の遣唐使』(『平安時代』四三頁)

(2) 筑波藤磨『日唐関係』一二頁・木宮泰彦『日華文化交流史』

一五頁・森克己 前掲書 九四頁

(3) 森克己『遣唐使』九七頁

(4) 『公卿補任』寛平五年条

(5) 『続日本後紀』承和九年十月十七日条

(6) 『日本文德天皇実錄』仁寿二年十一月七日条

(7) 『公卿補任』寛平五年条・『日本三代実錄』貞觀十四年正月六日条・元慶七年四月二十一日条

(8) 『寛平御遺誠』(『群書類從』)卷四七五・第二七輯・雜部三十・一三五頁)

(9) 『公卿補任』延喜二年条

(10) 所功「“寛平の治”の再検討」(『皇學館大学研究紀要』五輯一一七頁)

(11) 所功 前掲論文 二七頁

(12) 所功 前掲論文 一一〇頁

(13) 北山茂夫『王朝政治史論』八九頁

(14) 雨塔「菅公の遣唐使廃止の建議に就いて」(『歴史地理』五卷三号・二七四頁)

(15) 西岡虎之助「遣唐使廃止の年代に關する疑問」(『歴史地理』四一卷六号五三七頁の注引用で、誰の説であるかは不明である。)

(16) 弥永貞三「菅原道真」(『人物・日本の歴史』三・三五頁)

(17) 『寛平御遺誠』(『群書類從』)卷四七五・第二七輯・雜部三十・一三五頁)

(18) 所功「菅原道真と紀長谷雄の關係」(『古事類苑』月報・人部二五・六頁)

(19) 坂本太郎『菅原道真』五十頁

- (20) 所功「菅原道真と紀長谷雄の関係」(前掲書・七頁)
- (21) 『菅家文草』卷五(三七三)「賦葉著庭柯空」。四〇〇頁
- (22) 『菅家文草』卷五(三七八)「同^ニ紀發韶、奉^レ和^ド御製七夕
祈^ニ秋穗詩上之作」。四〇四頁
- (23) 所功「菅原道真と紀長谷雄の関係」(前掲書)八頁
- (24) 鈴木靖民「菅原道真と寛平の遣唐使」(『菅原道真と大宰府天満宮』上三四頁)
- (25) 森克己「遣唐使」二〇七頁・同氏「遣唐使廃止に対する再吟味」(『史淵』五〇輯七九頁)
- (26) 鈴木靖民・前掲論文三〇頁
- (27) 『菅家文草』卷九(六〇一)五六八頁
- (28) 『菅家文草』卷十(六三三)五八六頁
- (29) 弥永貞三「唐との関係」(『國説日本文化史大系四・平安時代上』八九頁)・鈴木靖民前掲論文・三六頁・増村宏「遣唐使の停止について」(『鹿大史学』二一・九頁)
- (30) 中瓘の上表文が我国に到着した年代についての解釈は、私が目とした範囲では二説がある。一つは、九月九四の上奏文の字面どおり寛平五年三月とする説で(坂本・龍・川口氏)、もう一つは寛平六年五月とする説である(増村・森氏)。後者の説は、『扶桑略記』寛平六年五月条に、「唐客含詔入朝」とあり、この唐客が、中瓘が上表文を託した商客王訥であるという説であり、以後私は、後者の説に立脚し論を進めたい。
- (31) 北山茂夫『平安京』三四三頁
- (32) 弥永貞三「唐との関係」(前掲書・八八頁) 同氏「菅原道真」(前掲書・三五頁)
- (33) 増村宏「遣唐使の停止について」(前掲書・十六頁)
- (34) 坂本太郎『菅原道真』九一頁・龍肅『平安時代』五六頁
- (35) 坂本太郎・前掲書九二頁
- (36) 龍肅・前掲書・五六頁
- (37) 北山茂夫『王朝政治史論』九七頁
- (38) 木宮泰彦『日華文化交流史』九八頁
- (39) 森克己『遣唐使』二〇一頁
- (40) 鈴木靖民・前掲論文・三七頁
- (41) 『菅家文草』卷五(三八〇)の川口氏の頭注・四〇七頁
- (42) 筑波藤麿『日唐關係』三五頁・浅海正三「遣唐使派遣の停止と菅原道真」(『歴史教育』四卷七号・五七頁)・三浦周行「菅原道真」(『歴史教育』四卷七号・三頁)
- (43) 森克己「遣唐使」一九三頁・同氏「遣唐使廃止に対する再吟味」(前掲書・七三頁)
- (44) 森克己・前掲書・二二二頁・同氏・前掲論文・八一頁
- (45) 木宮泰彦『日華文化交流史』一二三~一二七頁の表より
- (46) 森克己・前掲書・一九八~二〇四頁・前掲文・七六~七九頁
- (47) 森克己・前掲書・二〇三頁
- (48) 鈴木靖民・前掲論文四二頁・弥永貞三「唐との関係」(前掲書・九一頁)
- (49) 『続日本紀』宝龜七年閏八月六日条・同年十一月十五日条、宝龜八年四月十七日・二十二日条
- (50) 『続日本後紀』承和五年六月二十二日条
- (51) 佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮」(『日本古代の政治と社会』三〇〇頁)

第二章 廃止への過程

第一節 停止以後の遣唐使官制について

第一章では、なぜ、寛平度の遣唐使が停止となつたのかについて述べてきた。それを要約すると、寛平五・六年は新羅の賊の侵寇が再び激しくなり、他にも問題を抱えていた時期であるにもかかわらず、一度は派遣が決定された背景には、おそらく、寛平六年五月に届いた中瓘の上表文にも見えるような唐側の要請に応えようとしたため、ということを考えられやすいと思う。そして、それが停止へと導かれるにいたつた直接の原因は、新羅の賊の侵寇なのであり、また、すでに芽生えていた排外意識も無関係ではないと考えられる。

こうして、遣唐使は『日本紀略』によると寛平六年九月三十日をもつて停止と決定され、その後再び派遣されることがなかつたのは周知の通りである。ここに、舒明天皇二年以來二百六十余年も続いてきた遣唐使制度に、事実上の終止符が打たれたわけである。しかし道真たち当局者が、決して、この度の停止を永久の停止と定めてその決定を行なつたのではなかつたということは、寛平度の停止は、新羅の賊の侵寇という当面の問題が直接的契機となつて決められたのであって、彼らが、以後の情勢にまで展望を抱いて停止を決めたとは、あまり考えられないからである。その上さらに、停止決定以後においても、大使・副使という遣唐使官制の解任が行なわれず、以後数年間もその職名を用いているという事実があるからである。

そこで、道真の場合を調べてみると、『公卿補任』寛平六年条に

よれば、参議從四位下左大弁式部大輔春宮亮勘解由長官であった道真是、八月二十一日の任命で遣唐大使を兼ねることになつたが、同年十二月十五日にさらに侍従を兼ね、翌七年正月十一日に近江守を兼ねて勘解由長官を止めた時は余官元の如しとされ、同年十月二十六日に中納言從三位に昇進した際にも、左大弁式部大輔侍従大使等元の如しとされており、同年十一月十三日に春宮權大夫を兼ねた際も同様である。寛平八年に入ると、八月二十八日に民部卿を兼ねて式部大輔を止めたが余官元如とされた。ところが九年に入ると、民部卿左大弁春宮權大夫の彼が六月十九日に權大納言に昇進し、同時に右大将を兼ね民部卿元の如しとされているが、このように『公卿補任』からは、大使の職名は見えなくなつていて、そこで、この間のことを明らかにするために『類聚三代格』の官符をみると、卷十五の寛平八年九月七日の官符「收_ニ癩司要劇番上新井公廨田一事」、卷四の同年十月五日の官符「侍醫四人 女醫博士一人 藥生十人」、卷十五の同年十一月十三日の官符「應_下准_ニ要劇_下一符勘解由使給_レ田諸司番上糧事」、翌九年に入つて、卷十五の二月十七日の官符「應_レ以_ニ官田_ニ充_ニ諸司要劇并番上新_ニ事」、卷八の同年五月十三日の官符「應_レ開_ニ見不動倉_ニ吏」には、すべて遣唐大使中納言從三位兼行民部卿左大弁春宮權大夫侍従と記している。そして、卷二の同年六月二十三日の官符「應_レ試_ニ度金勝寺年分者二人一事」に、從三位守權大納言兼右近衛大將行民部卿とあることを考えれば、おそらく、寛平九年六月十九日に大使を解任されたと考えられよう。そうしてみると、道真是停止後三年近くも大使の職名を用いていたことになる。

それではこれから、以前の遣唐使節において、職名はどのように

扱われていたのかを、使節の任命から帰朝したとの動向の中から調べていくことにしよう。

前回承和度の遣唐使派遣の経過を『続日本後紀』より追つてみると、承和元年正月十九日に遣唐使の任命があり、藤原常嗣が持節大使となつていて、しかし、承和三年の第一回目の航海は、出発後暴風に遭い、第三船が破壊^②し、翌年の第二回目も、やはり暴風に遭つて中止となり^③、ようやく承和五年七月五日に第一、四船が出発するなどして、この三回目の航海で目的を果たすことができたのである。この、承和元年から五年にいたる間の常嗣の兼官名を『公卿補任』でみると、五年まで引き続き遣唐大使を称している。もちろんこの間、風浪に妨げられて二度も中止の措置がとられているのである。また、やはり承和度の場合も、任命から出発までは二年という歳月がかかっているのである。以上の二点に注目すべきである。

引き続き『続日本後紀』によれば、承和六年八月二十四日に、常嗣らが帰着したことが大宰府より報告され、常嗣は九月十六日に節刀を進め、同月二十八日には詔を賜い位階昇叙があり^④、十月六日には大使以下が拜朝している。もちろん、この時まで常嗣は大使の職名を帶びていたと考えられる。しかしその後、同年十月二十五日条には、遣唐判官であった長岑宿祢高名が伊勢権介に任せられたことがみえるが、すでに判官の職名は記されていない。また、十二月八日条でも、常嗣の職名に大使と記されていないし、翌七年四月二十三日条にも「參議左大弁從三位藤原朝臣常嗣薨。」とあって大使の職名はみえないからすでに大使の職名は解かれていたと考えられる。なお、「公卿補任」承和七年条には、「左大辨權帥遣唐大使四月廿三日薨」とあるが、これは、遣唐使の第二船は承和七年の六月に

なつてようやく帰着したのであり、遣唐使そのものの組織が、常嗣薨去時にはまだ続いていたからであると考えることができるだろう。さらに、延暦度の遣唐使節の帰朝後を『日本後紀』よりみると、延暦二十四年七月一日に、遣唐大使藤原葛野麻呂は節刀を上り、同月十四日には唐国答信物を上り、同月二十五日には位階昇叙があつた。その間、やはり大使以下職名を帶びていたようにみえる。しかし同年八月二十日条には、遣唐判官であつた菅原清公が大学助に任せられたことがみえるが、すでに判官の職名は記されていない。

以上の例から類推すると、遣唐使は臨時官であったのであるから、使節の職名は帰朝復命によって解かれたと考えられる。よって寛平度のように、停止決定以後一つまり、使節の存続理由がなくなつたと考えられる一においても、なおその職名を帶びていたことはなかつたと考えられよう。

ところで、このように停止以後数年間も職名を帶びていたといふ点から、坂本太郎・龍肅の両氏は、遣唐使の発議から停止にいたる道真らの変化を含めて、この度の使節は名義のみにその目的があつて、入唐は始めから考慮されていなかつた、というジエスチュア説を述べておられるのである。しかし先に論じたように、派遣が決定されたのは、唐側の要請があつて、それに応えようとしたためであると考えられること、さらに道真の詩からすれば、道真たちも、実際の渡唐のことが念頭にあつたと考えられること、また、大使・副使のほかに、録事としての阿刀連春正の存在、および源昇の兼官名に遣唐装束使がみえることを考えれば、寛平の遣唐使が、単なる名目的使節であるとは考えられないと思う。確かに、遣唐使の文化

的・外交的性格からして、使節に任命されることは、本人にとっても一家にとつても名誉なことであつたろう。それは例えば、承和度

の大使藤原常嗣は延暦度の大使藤原常嗣は延暦度の大使藤原葛野麻呂の第七子で、父子相襲いで大使の選に預つたのは唯この一門のみである⁽⁶⁾、とわざわざ記していることからもうかがえよう。また道真が、權大納言昇進をもつて職名を用いることをやめたことからすれば、停止以後の職名が、榮譽の称号として用いられた⁽⁷⁾ということを、全面的には否定できないと思われるが、すべて最初からの予定の行動であるとの説には賛成できないのである。反対に、停止以後も数年にわたつて職名を帶びていたことは、道真たちの当局者が、寛平度の停止を一時的なものとし、決して永久の停止とは考えていないかったことを裏付けはしないだろうか。九月十四日の上奏文からは、道真が、永久の停止を議定するよう諸公卿に求めていたと断定できないのである。さらに、承和度の場合でも、任命されてから實際に出発するまでは二年の歳月を経てのこと、道真も太政官返牒の中で、「辨整之間、或延年月」⁽⁸⁾といつてるのである。また、遣唐使が任命されていざ出発はしたもの、遭難などによって何度か中止の目にあつた後、ようやく目的を果たした例は過去にもあつたのである。今回は、その出航すること自体が極めて危険なのであるから、この度の停止も、当面の新羅の賊の侵寇が収まるまで派遣の件はみあわせよう、という意味での停止⁽⁹⁾延期であつて、遣唐使制度そのものの廃止を意味したのではなかつた、と考えることもできるのではないだらうか。

第二節 停止以後の情勢

寛平度の遣唐使が行かなかつたのは事実であり、また、この後もついに派遣されることはなかつたのであるが、それは「この度の停止が、永久の廃止を宣言したものであるとの徵証にはならない」ことは、前節で述べた職名問題からも言えることである。また、遣唐使派遣によつて唐の先進文化を輸入し、日本文化の水準が高まつてきたといつても、貴族の大陸文明憧憬の思潮は止むことなく、平安末期においてもなお根強く流れてい⁽¹⁰⁾たことなどを考えれば、決して、寛平の停止をもつて永久的に廃止する、という意志がなかつたとしなければならない。それならばなぜ、寛平の停止以後に二度と派遣されることなく終つたのかを、延喜年代に焦点をあてて、停止以後の情勢を概観していくことにする。

まず、あれほど政府を悩ませていた新羅の賊の侵寇は、その後どうであつたろうか。ところが、『日本紀略』や『扶桑略記』には、寛平七年以降は新羅の賊のことは見あたらないのである。はたして、それを眞実と受けとめていいのか判断に苦しむのであるが、前述したように、寛平七年に入つても新羅の賊への防備策として越前・伊予・越中の諸国に弩師を設置していたのであり、また、『類聚三才格』卷五の官符によれば、昌泰二年四月五日には肥後国にも弩師を置くことになつたのである。故に、彼らの頭からは、新羅の賊への恐怖の念は消えることはなかつたと思われる。

一方、その後の政局の動きはどうであつたろうか。そこで、政治勢力の推移を『公卿補任』や『日本紀略』から追つてみるとする。まず寛平七年には、十月二十六日に道真が中納言になつた。同八年には、新たに左大臣となつた藤原良世が十二月で致仕し、翌九

年には右大臣源能有も薨去したので、六月十九日の任で時平は大納言に、道真は権大納言に昇進している。そしてこの時に、遣唐大使の職名が解かれたと思われるが、大臣は空位であるから大納言が首班であり、道真は時平とともに政治の枢機にあずかつたことになり、なお一層、国内の諸問題に力を入れなければならなくなつたからであろう。そしてまもなく、同年の七月三日に宇多天皇が譲位され、十三日には僅か十三才の醍醐天皇が即位されたというよう、政局も一つの転期を迎えていたのである。そして宇多天皇は譲位に際して、その詔の中で、幼帝が成長するまでの間、時平と道真に万機の政を宣べ行なうよう命じ、さらに昌泰二年には、時平の左大臣昇進と並んで道真は右大臣となつたのである。しかし、時平らの藤原氏や皇親は、この措置に不満を持つただろうし、その結果が、昌泰四年正月二十五日の道真の大宰員外帥という左遷となつて現われたことは周知のとおりであろう。こうした政争によつて、寛平度の遣唐使問題の第一人者たる道真は政治の中核から消えざり、以後の派遣問題は、一つの要諦を失なうことになつたといえよう。そして、道真失脚後の延喜二年正月の人事で、新たな時平派の進出と、民部卿・大蔵卿・左右大弁の要職を時平の配下が占めていると、いわゆる延喜初期の諸改革が推進されることになつたのである。しかし、延喜九年四月四日に時平は三十九才で薨じてしまい、その後の台閣は、一時右大臣源光が首班となつたが、彼が延喜十三年に薨じると、翌年、時平の弟の忠平が右大臣となり、名実ともに台閣の首班となつたのである。ところでこの時期は、寛平二年十二月の基經の辞職以後、延長八年九月に忠平が摂政になるまで摂関は置かれず、宇多・醍醐両帝の親政が

行なわれた時である。時平執政期においても、醍醐天皇の親政が行なわれなかつたわけではなく、『古今和歌集』の撰進・延喜通宝の新鑄・延喜格の施行などの勅撰事業が行なわれている。

しかしここで注目したいのは、譲位後の宇多上皇の生活ぶりである。上皇は昌泰二年に出家して法皇となつた後も、なお、醍醐天皇や忠平の背後から強い影響力を持ち続けていたことは、諸氏が説かれているとおりである。そして、天皇在位時代もそうなのであるが、特に延喜十年代以降の法皇は、その居所とした亭子院、あるいは六条院を舞台に、盛んに詩宴や歌合などの風流、かつ豪奢な遊宴にふけることが多くなつたのである。^{〔1〕} 例えば『日本紀略』をみると、延喜八年以降、数年来旱魃・疫病の流行、あるいは水害が相次ぎ、延喜九年・十年・十一年には、内宴や朝賀の儀式が停められている。特に十一年の六月には、長雨にたたられ、京も洪水に見まわれるほどの状況であったのに、同月十五日には亭子院で酒宴が催され、その狼籍を極めた宴会ぶりは、『扶桑略記』の同条によつても知られるところである。いかに彼らが、世事と遊離していたかが想像できるであろう。そして、法皇がこのような生活ぶりを見せるようになつたのは、緊張関係にあつた時平が延喜九年に薨じたことも、少なからぬ影響があつたと思われる。

ところで、時の首班であった忠平の室は法皇の皇女順子であり、また忠平は、早くから法皇に近侍して^{〔2〕} いたという関係にあつたから、法皇の影響が宮廷深くまで及んだことは十分察せられるし、このような法皇の宮廷・文化主義は、退廻思想と表裏一体であることはいうまでもないであろう。さらに、『寛平御遺誠』の中に、外蕃之人必可^ニ召見^シ者。在^ニ簾中^ニ見^シ之。不可^ニ直對^シ耳。

とあるように、彼がすでに抱いていた排外的思想も、その後長く、貴族たちに影響を与えていたことも十分考えられることである。

次に、当時の律令体制崩壊の度合と、政府の対策についてみていくことにしよう。すでに延喜年代初期において、

戸籍所_レ注大畧或戸一男十女。或戸合烟無_レ男。推_ニ尋其實_一。爲_レ貪_ニ戸田_ニ妄所_ニ注載_一。是以一國不課十二倍見丁_一。

であるとか、

諸國奸濫百姓爲_レ遁_ニ課役_一。動赴_ニ京師_一。好屬_ニ豪家_一。或以_ニ田地_ニ詐稱_ニ寄進_一。或以_ニ舍宅_ニ巧号_ニ賣与_一。遂請_レ使取_ニ牒加_レ封立_一。傍_ニ國吏雖_ニ知_ニ矯餽之計_一。而憚_ニ權貴之勢_一。鉗_レ口卷_ニ舌不_ニ敢禁制_一。

というように、戸籍はその実質を失ない、また、院宮王臣家と土豪・有力農民との強い結託が徴税を妨げているなどの問題が、以前にも増して進展していたのである。この状況の下で、延喜二年三月には一連の官符が出され、これが最初の莊園整理令といわれるのだが、臨時御厨・院宮王臣家の厨を停止_一、毎十二年一回の班田制の勵行_一、院宮王臣家の山川藪沢の占有の禁止_一ならびに庄家の新設の禁止_一、以後の勅旨開田ならびに院宮五位以上が、百姓の田地舍宅を買得・閑地荒田を占有することを停止_一するなど、この時点では、庄家の増加を抑えることに主眼をおいたものといえよう。それは、国家からの給付のみに依存できなくなっていた貴族たちにとって、今や、莊園こそが彼らの新しい経済基盤となっていたのであるから、莊園の寄進を受ける側にある上流貴族が、莊園そのものの改革を望まなかつたことは容易に考えられよう。実際それは、

但元來相傳爲_ニ庄家_ニ券契分明。無_レ妨_ニ國務_ニ者不_レ在此限_一。

と既存の莊園を認めていることでも明らかであり、結局、律令体制の抜本的な改革とはならなかつたと思われる所以である。はたして、十二年を経た班年にあたる延喜十四年頃には、もはや、班田の実施は不可能に近い状態になっていたと思われる。それは、同十四年四月に提出された三善清行の『意見十二箇條』によつても知ることができよう。すなわち、

(上略) 及_ニ天平_一。(中略) 令_ニ七道諸國建_ニ國分二寺_一。造作之費。各用_ニ其國正稅_一。於是天下之費。十分而五。至于桓武天皇_一遷_ニ都長岡_一。製作既畢。更營_ニ上都_一。(中略) 盡賦_ニ調庸之用_一。於是天下之費。五分而三。仁明天皇即_レ位。尤好_ニ奢靡_一。(中略) 府帑由_ニ是空虛。賦斂爲_ニ之滋起。於是天下之費。二分而一。貞觀年中。應天門及大極殿。頻有_ニ灾火_一。(中略) 修_ニ復此宇_一。其年而成。然而天下費。亦失_ニ一分之半_一。然則當今之時。曾非_ニ往世十分之一也。

と、國家の財源が、かつての十分の一にも充たなくなつたことを述べ、また、

臣去寛平五年任_ニ備中介_一。彼國下道郡有_ニ邇磨鄉_一。爰見_ニ彼國風土記_一。皇極天皇六年(中略)天皇行_ニ幸筑紫_一。(中略) 路宿_ニ下道郡_一。(中略) 天皇下_ニ詔。試徵_ニ此鄉軍士_一。即得_ニ勝兵二萬人_一。(中略) 天平神護年中。右大臣吉備朝臣_一。(中略) 試計_ニ此鄉戶口_一。纔有_ニ課丁千九百餘人_一。貞觀初。故民部卿藤原保則朝臣_一。(中略) 計_ニ大帳_ニ之次。閱_ニ其課丁_一。有_ニ七十餘人_一。某到_レ任。又閱_ニ此鄉戶口_一。有_ニ老丁二人。正丁四人。中男三人_一。去延喜十一年。彼國介藤原公利。任滿歸_レ都。清行問_ニ邇磨鄉戶口當今幾何_一。公利答曰。無_レ有_ニ一人_一。(中略) 衰弊之速。亦既如此。以_ニ一鄉_ニ而

推^レ之。天下虛耗。指^レ掌可^レ知。(下略)

と、民力の衰退をも述べているのである。ところで、前代から、重課にあえぐ農民が自己防衛手段として逃亡・浮浪、あるいは戸籍に虚偽の記載をすることはあったのであり、それが一層強まっていたことは、先に掲げた史料やこれによつても十分察せられよう。またそうした事態が、國家財政の収入減へと直接つながるものであったのである。

そしてまた清行は、時務策として、地方行政の障害除去・学生らの待遇改善・貴族・婦女や僧俗の奢侈の禁などに関する意見十二ヶ条を掲げているが、結局政府が反応をもつてみせたのは、『日本紀略』延喜十四年六月一日条にみえる「禁^ニ制美服紅花深淺色等^々」のように、わずかに奢侈の禁ぐらいであつたようである。⁽⁶⁾

以上にわたつてみてきたような、貴族にみられる排外的・退異思想と、この律令体制崩壊の度合が、延喜・天曆の治と並び称される延喜の代の、もう一つの実相であつたといえるのではないだろうか。そしてこれらの中に、遣唐使がなしくずし的な形で廃止へといたつた諸条件を求めることができると考へる。

最後に私は、このような現象が、外交・貿易面では、具体的にどのような形で現われてきたのかについて触れていきたいと思う。

まず延喜三年には、この頃、唐商船が来航すると、貴族や富豪は政府官吏が大宰府に到着する前に使者を派遣して、競つて唐物を買つては物価を騰貴させているので、官吏交易以前に私的に交易することを禁止している。⁽⁷⁾また、このように唐商人や、もしくは、遣唐使あるいは入唐僧を乗せて来朝したという功勞ある新羅商人が来航すれば、彼らを鴻臚館で安置供給し、その滞在期間の費用は政府が

負担していた。しかし、その期間は季節風交替期までの長期間であつたから、負担費も巨額にのぼつたわけである。⁽⁸⁾そうでなくとも律令体制は崩壊の危機にさらされ、國家財源の欠損は大きい時であつたから、もし彼らが頻繁に来航すれば、その痛手は相当なものになることは容易に想像できよう。

ところで、遣唐使停止以後は、宇多法皇の影響を受けて、貴族の間には以前にも増して退嬰思想が強まつたと考えられ、それと比例して、新羅の賊の侵寇が盛んだつたころみられていた排外意識も、さらに強まつたであろう。そしてそのような結果は、一般外国船にまでも疑惑の目を向けるようになり、ひいては、海外との交渉を持つことを嫌う傾向を見せていたのである。こうして、国家財政の危機と対外的消極思想から、延喜十一年には貿易船制度規定が設けられたのである。⁽⁹⁾

一方外交面においても、渤海國使節に対し、饗宴の際接待にあたる権酒部の人数を、延喜八年には八十人から四十人に減らし、また、延喜十九年には、饗宴の日の音声の数を、従来の三十六人から二十人に減らしている⁽¹⁰⁾というよう、入京後の待遇引き下げが行なわれるようになったのである。これも、少しでも経費を抑えようという考によつたものであるのは明らかである。

このように、外国商船、あるいは外国使節の来朝という、いわば受身的な面でも制限を加えているのであるから、まして、莫大な費用を要し、かつ能動的な遣唐使派遣という考えは起こり得なかつたのではなかろうか。さらには、一般日本人の海外渡航を禁じ、ついには、個人的に海外の国々と交際することさえも禁じるというようには、延喜政府は一種の鎖国方針をとつていつたのである。⁽¹¹⁾

ところで大陸においては、すでに我国の延喜七年には唐が滅亡しているから、いわゆる遣唐使、という名称での使節は、ここにおいて廃止となるわけであるが、単に延喜七年という時点で区切るのでなくして、長い目でみた場合の、その当時の時代の潮流の中で、遣唐使は、何時しか廃止されるという事態をむかえていた、と考えるべきであろう。

むすびにかえて

註

従来、遣唐使の派遣がどのようにして決められたのか、意外に分かつていなかことと言える。それゆえ、特に最後の遣唐使となつた寛平度の場合は、任命をも含めたその停止の原因については諸説が生ずることになつたと思われる。

しかし、遣唐使制度の廃止を論ずるにあたつては、単に寛平の遣唐使のみを取り上げて終つてはならないと考えるのである。つまり私は、寛平度の停止が、永久の廃止を意味してなされたものではないという立場をとるのである。そこで本論においては、従来のように、廃止の原因を寛平度に絞つて一元的にとらえるのではなく、その後の情勢にも目を向けて二元的にとらえてみたつもりである。

遣唐使の派遣は、決して、今日のような優れた船舶や航海術、あるいは安定した国際関係のもとで行なわれたのではなかつた。そして、遣唐使は何時しか廃止されるにいたつた。しかし、そうした苦難のもとに遣唐使によって持たらされたものは、今日までも我々の生活の中、あるいは意識の中に生き続いていることを確認して筆をおきたい。

- (1) 坂本太郎『菅原道真』九二頁・龍肅『平安時代』五〇頁
(2) 『続日本後紀』承和三年七月十五日・十六日条
(3) 『続日本後紀』承和四年七月二十二日条
(4) 『公卿補任』承和六年条では、九月二十七日となつてゐる。
(5) 『続日本後紀』承和七年六月五日条
(6) 『続日本後紀』承和七年四月二十三日条
(7) 龍肅『平安時代』五八頁
(8) 西岡虎之助「遣唐使廃止の年代に關する疑問」(『歴史地理』四一卷六号・五三八頁)
(9) 森克己『遣唐使』一九三頁・同氏「日宋交通と日宋相互認識の発展」(『史学雑誌』四八卷七・八号・八四一頁)
(10) 『日本紀略』延喜五年四月十五日条・同七年十一月三日条・同八年十二月二十七日条
(11) 目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」二九頁・戸田秀典「延喜天暦の政治」六四頁(以上『延喜天暦時代の研究』)・龍肅・前掲書六六頁
(12) 目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」(前掲書九四頁)
(13) 龍肅・前掲書六九頁
(14) 『寛平御遺誠』(『群書類從』卷四七五第二七輯雜部三十)
(15) 『類聚三代格』卷十五・延喜二年三月十三日官符「應勤行班・田事」
(16) 同右・卷十九 延喜二年三月十三日官符「應停止勅旨開田并諸院諸宮及五位以上賈取百姓田地舍宅占請閑地荒田上事」

文・歴史学科

52年度公立学校実習生一覧表

- | 実習生名 | 実習学校名 | 期間 | 教科
(実習) |
|-------|--------------------------------|---------------------|------------|
| 粕谷清一 | 都立多摩高校 | 五月三〇日(火)
六月一日(水) | 社会 |
| 荒木時子 | 都立南多摩高校 | 六月一八日(木) | 社会 |
| 高見祐子 | 都立羽田高校 | " | 社会 |
| 久芳三千代 | 都立松原高校 | 六月二五日(火) | 社会 |
| 永井多鶴子 | <small>第三鷹市立
第二中学校</small> | 九月一九日(火) | 社会 |
| | | 一〇月一日(水) | |
| | | | |
- (17) 『類聚三代格』卷十・延喜二年三月十二日官符
 (18) 『類聚三代格』卷十五 延喜二年三月十三日官符
 (19) 同右・卷十六 延喜二年三月十三日官符
 (20) 同右・卷十九 同右
 (21) 『類聚三代格』卷十九・延喜二年三月十三日官符
 (22) 村井康彦「莊園制の発展と構造」(『岩波講座・日本歴史』
 古代四・四四頁)
 (23) 北山茂夫「摂関政治」(『同右』古代四・一二頁)
 (24) 『類聚三代格』卷十九・延喜二年三月十三日官符
 (25) 『本朝文粹』卷二・『意見十二箇条』
 (26) 所功「律令時代における意見封進制度の実態」(『延喜天曆
 時代の研究』一八八頁)
 (27) 『類聚三代格』卷十九・延喜三年八月一日官符
 (28) 森克己「転換期十世紀の対外交渉」(『延喜天曆時代の研
 究』一五一頁)
 (29) 森克己・前掲文一五一頁
 (30) 『扶桑略記』・延喜十九年十二月五日・十六日条
 (31) 森克己・前掲文一五二頁